アフラックでは、お客様の利便性向上のため、Web 約款 をおすすめしています





- ○アフラックのホームページ (https://www.aflac.co.jp/)上で、 いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。
- ▶ ▶ Web 約款 の特長、閲覧方法など、詳しくは その他重要事項 P.30 をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

コールセンター



通話料 0120-5555-95



月曜日~金曜日 9:00~18:00 9:00~17:00

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、 便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト



アフラック

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、 ご登録ください。

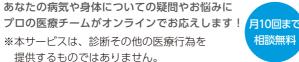


※法人契約の場合はご利用いただけません。

ご登録者様限定 ご利用いただけるサービスの一例

プロの医療チームがオンラインでお応えします

オンライン医療相談サービス 提供元:(株)メディカルノート







《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。

「保険種類のご案内|は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは 〈募集代理店〉

- ●本冊子に記載の保障内容などは、2022年3月22日 現在のものです。
- ●本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを
- ●契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更 日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

3 784646(00)



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

アフラックは代理店制度を採用しています。 募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。 詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

URL https://www.aflac.co.jp/

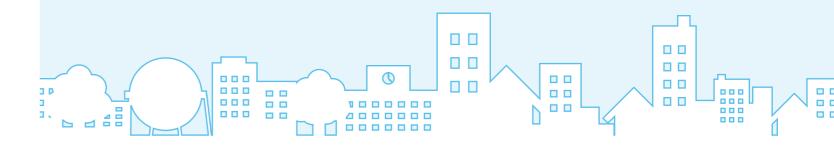


お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。 お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



保存版

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」はがんを経験された方のための商品です。がんを経験されたことのない方は加入できません。

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~14

契約内容に関する重要事項のうち、 特にご確認いただきたい事項を記載 しています。

- ●保険の特長・しくみは?
- どんなときに給付金などが 支払われるの?
- ●保険料払込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.15~24

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- ●告知とは?
- 申込みを撤回したいときは?
- ●保障の開始はいつ?
- 給付金などを請求するときは?

など

その他重要事項

P.25~30

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など**補足事項**を記載しています。



「ご契約のしおり·約款」の参照先を記載しています。



保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなど をわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認 いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読み いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

2 ご契約に際しては「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ
01 「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の特長… 02
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)… 03
給付金・保険金など
給付金・保険金など 03 給付金などのお支払い 04

保険料	
5 保険料の払込方法	. 09
16 保険料払込みの流れ	·· 10
7 保険料に関する留意事項	·· 12
ご契約のお引受け	
8 お引受けの条件	·· 13
ご契約の更新	
19 特約の更新について	·· 14

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の特長

過去に「がん(悪性新生物) | を経験された方が お申込みいただけるがん保険です。

この保険は「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。満20歳~ 満85歳の方で、「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から、5年以上経過 している場合に、お申込みいただけます。

- ※過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにすすめられて いない方がお申込みいただけます。
- ※治療を受けた最後の日とは「がん(悪性新生物)」に対する「治療・投薬」が終わったときをいいます。
- ・「がん(悪性新生物)」の治療のための通院や、予防のための投薬はすべて「治療・投薬」に含まれます。
- ・最後の治療後の経過観察(定期検診・定期検査)のための通院は「治療・投薬」に含まれません。

入院や通院、手術、放射線治療を一生涯保障します。

保障の開始以後に診断確定された「がん(悪性新生物)」(再発または転移したがんを 含みます)「上皮内新生物」を保障します。

ニーズに合わせて特約を付加できます。

特約を付加して保障を充実させることができます。

抗がん剤治療特約	がんによる抗がん剤治療を保障します。
がん先進医療特約	がんの診断・治療のために受ける先進医療を保障します。



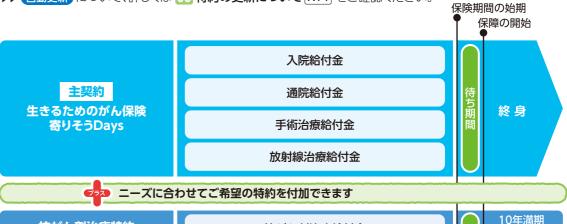
この保険は、がんを経験された方のための 商品です。そのため、保険料が割増されて います。

- ●健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。
- 過去に「がん(悪性新生物) | を経験されたことのない方は、この保険に加入することは できませんが、当社の他の「がん保険」にお申込みいただけます。ただし、健康状態 などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。
- ▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては その他重要事項 P.28 をご確認ください。

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」しくみ図

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、保障が始まるまでに所定の(待ち期間)があります。

- ▶▶ 待ち期間 について、詳しくは 注意喚起情報 P.19~20 をご確認ください。
- ▶▶ <u>自動更新</u> について、詳しくは **09 特約の更新について P.14** をご確認ください。



抗がん剤治療特約

がん先進医療特約

抗がん剤治療給付金

がん先進医療給付金 がん先進医療一時金

10年満期 自動更新

自動更新

契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

生きるためのがん保険 寄りそうDays 販売名称 正式名称 保険期間 保険料払込期間 契約年齢 生きるためのがん保険 特別がん保険 終身 満20歳~満85歳 寄りそうDays [無解約払戻金]

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、 あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で 受取人が法人の場合を除きます)。

- ▶▶詳しくは しおり 「指定代理請求特約」について をご確認ください。
- ■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、 当社の定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間があります。 ▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.19~20 をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、 ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。

▶▶詳しくは しおり 保険証券などについて、または しおり 「電子証券に関する特約」について をご確認ください。

	付加できる特約										
販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢							
抗がん剤治療特約	抗がん剤治療特約〔特別がん保険用〕	10年満期 ^(*)	10年 ^(*)	港20 -5-2 港0 -5-5-5							
がん先進医療特約	がん先進医療特約[特別がん保険用]	104/何州、	104117	満20歳~満85歳 							

- (*)「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」は、自動更新により、保障を継続することができます。
- ▶▶特約の自動更新について、詳しくは 09 特約の更新について P.14 をご確認ください。



、特約のみのお申込みや、特約の中途付加はできません。

03

給付金などのお支払い

▶▶参照 しおり 「生きるためのがん保険 寄りそうDays」について

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。

「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約 のしおり・約款」をご確認ください。

主契約名称	給付金	支払事由		」対象 上皮内 新生物	支払額	支払限度	支払事由の詳細/制限の例			支払事由の詳細/制限の例									
	入院				1日につき	支払日数は無制限		払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。										
	給付金	を目的として、入院したとき	0		入院給付金日額		支拉	支払対象外 治療処置を伴わない検査、美容		伴わない検査、美容上の処置などのための入院									
					通院給付共通		• 同一の日	金が支払われる日については、 <mark>通院給付金は支払われません</mark> 。 に2回以上通院した場合は、 <mark>1回分のみ支払います</mark> 。 方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。											
							支払対象外	薬の受取りのみの通院											
								手術	支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術のため の通院									
生きるためのがん保険 寄りそうDays	I		の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として	の通院 「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として				①三大治療のための通院 支払日数は無制限 ②入院後の通院		放射線治療	支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている 放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む)体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
	通院 給付金		0		1日につき 入院給付金日額と同額	 1回の通院給付金の支払対象期間(*)中の支払日数は無制限 通算の支払日数は無制限 通算の支払日数は無制限 (*)支払対象期間:退院日の翌日から365日以内 	●三大治療のための通院	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	支払対象外	血液照射									
		(経口投与によるものを 除く) のために通院したとき						抗がん剤	支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法を含む)、治験薬剤による抗がん剤治療のための通院									
		②入院後の通院 「がん」「上皮内新生物」の					通院	治療	支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院									
		入院給付金が支払われる 入院後、通院したとき						共通	支払対象	 ・退院後365日(支払対象期間)を経過した後の、三大治療のための通院 ・治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①三大治療のための通院」に該当したとき ▶▶先進医療については その他重要事項 P.28 をご確認ください。 									
							2 ,	、院後の 通院	支払対象外	支払対象期間(退院日の翌日から365日以内)を超えて通院をした場合									

次ページへ続く 🗘



●「三大治療」とは

がん(悪性新生物)の標準治療である手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン剤を含む)の3つの療法

US US

▶前ページからの続き

具体的な支払額については**「パンフレット」**などをご確認ください。

「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約 のしおり・約款」をご確認ください。

> +9/4 +/4 + -74	給付金	±11 ± 4		対象		±11 mp.dr		
主契約·特約名称	など	支払事由	がん	上皮内 新生物	支払額	支払限度		支払事由の詳細/制限の例
							2種類以上の	手術 を同時に受けた場合は、 <mark>いずれか1種類のみ支払います</mark> 。
	手術治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療 を目的として、所定の手術を 受けたとき	0		1回につき 入院給付金日額×20	 ・一連の手術 ○用語 ついては14日間に1回 ・支払回数は無制限 	支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術
生きるためのがん保険	.	XIIICCC				・又払回数は無制度	支払対象外	・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など・先進医療に該当する場合
寄りそうDays	放射線	「がん」「上皮内新生物」の治療					支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療 (電磁波温熱療法を含む)体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
	治療給付金	を目的として、所定の放射線 治療(電磁波温熱療法を含む) を受けたとき	0	0	1回につき 入院給付金日額×20	・60日に1回・支払回数は無制限	支払対象外	 ・血液照射 ・放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 ・先進医療に該当する場合
							支払事由に該	亥当する月に投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。
抗がん剤 治療特約	抗がん剤 治療 給付金	「がん」の治療を目的として、 所定の抗がん剤治療を受け たとき	0	_	治療を受けた月ごとに 特約給付金額×給付倍率(*) (*)・ホルモン剤(乳がん・ 前立腺がんの場合):1倍	治療を受けた月ごとに1回 更新後の保険期間を含め、 通りして特約給付金の給 はなる1200年まで	支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法・経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療(ホルモン療法)は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
					• 上記以外:2倍	付倍率の120倍まで	支払対象外	治験薬剤による抗がん剤治療先進医療に該当する場合
がん先進	がん先進 医療給付金	「がん」の診断や治療を目的として、所定の先進医療を受けたとき	0	_	1回につき 先進医療にかかる技術料 のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
医療特約	がん先進 医療一時金	▶▶先進医療については その他重要事項 P.28 をご確認ください。	0	_	1回につき 15万円	1年間に1回	支払対象	がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき

次ページへ続く 🕞

②用

●「一連の手術」とは

- つぎの①②両方に該当する手術のこと
- ① 同一の手術を複数回受けた場合
- ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
- 例: 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2019年3月現在)

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

抗がん剤治療特約

がん先進医療特約

支払限度に達したとき

04 契約者配当金·解約払戻金

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、契約者配当金・解約払戻金はありません。

05 保険料の払込方法

- ●保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- ●具体的な保険料については**パンフレット「保険料表」・「ご提案書」**などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは 1/2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) P.03 をご確認ください。
- ▶▶ 特約の更新について、詳しくは 19 特約の更新について P.14 をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。 ※保険料の払込経路
※用語
によっては払込方法が限定される場合があります。

保険料の払込み

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の保険料

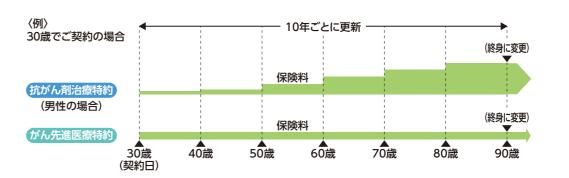
●契約時のまま、保険料は定額です。



契約日

抗がん剤治療特約(がん先進医療特約)の保険料

- ●10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- ●更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。



∕∕>⊞≣

■「払込経路」とは

保険料を払い込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」などがある

保険料払込みの流れ



お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。 なお、保障の開始までには「待ち期間」(保障されない期間)があります。

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.19~20 をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。詳細は当社または募集代理店 にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

★契約日: 申込みおよび告知がともに完了した日(*1)の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります) ★保障の開始: 申込みおよび告知がともに完了した日(*1)から3か月を経過した日の翌日(*2)

(*1)申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

(*2)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

【 1 】第1回目の保険料から□座振替の場合 〗



【 2 ┃ 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合 집

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合									
1月	2月	3月	4月	5月	6月				
20⊟	111	27日	20日 27日						
申込み 告知 保険証券 第1回電子証券 保険料 発行 払込み	契約日	第2回 保険料 振替	保障 第3回 の 保険料 開始 振替	以後 每月27日 保険料振替		7			

↑補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

団体・集団取扱(月払)

- ●給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- ●集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定□座 から自動振替によりお払込みいただきます。
- ★契約日: 第1回保険料払込日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- ★保障の開始:第1回保険料払込日の属する月の1日から3か月を経過した日の翌日

/例/保険料せばなりません

(例/)木陕科拉达日/	1/20日の場口					
1月	2月		3月	4月	5月	6月
20⊟		18	25⊟	25⊟		18
申込み 保険証券・ ・ 電子証券 告知 発行		契約日	第1回 保険料 払込み	第2回 保険料 払込み	以後 <mark>毎月25日</mark> 保険料払込み	保障 の 開始

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

(1 | 第1回目の保険料から□座振替の場合)

★契約日(*3): 申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります) ★保障の開始(*4):申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

- (*3)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認が ともに完了した日の属する月の翌月1日」となります(この日の満年齢で保険料が決まります)。
- (*4)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の 確認がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日となります。

〈例〉由込み・告知が1月20日の場合

	17 17 120 11 00 00 00 00				
1月	2月	3月	4月	5月	6月
20⊟		27日	27日		27日
申込み告知	9	第1回保険料 □座振替の お知らせ (ハガキ) 契約日 第1回 保険料 振替	保険証券· 第2回 電子証券 保険料 発行 振替	以後 <mark>毎月27日</mark> 保険料振替	保障の開始

【2】第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は□座振替の場合】

★契約日: 申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で 保険料が決まります)

★保障の開始: 申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

団体•集団取扱(月払)

- ●給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- ●集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定□座 から自動振替によりお払込みいただきます。
- ★契約日: 申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で 保険料が決まります)
- ★保障の開始: 申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した日から2か月を経過した日の翌日 (ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から3か月を経過した日の翌日)

〈例〉保険料払込円が25日の場合

(1/3/1/1/1/134/2)	_,,							
1月	2月	3月	4月		5月		6月	
20⊟		25⊟	18	25⊟		25⊟		
申込み 告知		第1回 保険料 払込み	電子証券(第2回 保険料 仏込み	以後 <mark>毎月25日</mark> 保険料払込み	保障 の 開始		7

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

保険料の前納

所定の期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは しおり 保険料の前納 をご確認ください。

ご契約のお引受け

08 お引受けの条件

- ●契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります(法人契約は除きます)。
- ●過去に「がん(悪性新生物)」を経験された方で「がん(悪性新生物)」の治療^(*)を受けた最後の日から5年以上経過している方がお申込みいただけます。
- ●過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療(*)を受けておらず、また治療(*)を受けるように すすめられていない方がお申込みいただけます。
- ●現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- ●被保険者の健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- (*)がんの治療には、入院・手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含み、後遺症・合併症に関する治療は含みません。また、がんの治療には、経過観察のための診察・検査は含みません。

また、下記の限度を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

主契約• 特約名称	給付金・契約の限度	通算の限度
主契約 生きるための がん保険 寄りそうDays	 入院給付金日額 1契約につき10,000円まで(5,000円または10,000円) 通院給付金額 通院1日あたり、入院給付金日額と同額(固定) 手術治療給付金額	 ●被保険者1人につき、「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の入院給付金日額を通算して 10,000円まで ●入院給付金と通院給付金 被保険者1人につき、当社「がん保険」などの入院 給付金日額・通院給付金額をそれぞれ通算して 60,000円まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円 まで
抗がん剤 治療特約	特約給付金額(乳がん、前立腺がんのホルモン療法の場合の給付金額)1契約につき50,000円まで(25,000円または50,000円)	●被保険者1人につき、当社「がん保険」の「抗がん 剤治療特約」「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」の 特約給付金額を通算して10万円まで
がん先進医療 特約	_	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療 の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな 先進医療の特約をご契約いただけません。 (「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険 チ (フォルテ)」などに付加される「がん高度先進 医療特約」は通算の対象ではありません。)

09 特約の更新について

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。

▶▶詳しくは しおり 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考	
抗がん剤治療特約	井のと搾り上	10年満期	満86歳~満95歳での 更新時に限り、申し出により	
がん先進医療特約	満85歳以下	T U 4-/呵知	保険期間を終身に変更して更新できます。	

●相談・照会・苦情について●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。 なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶ 詳しくは 注意喚起情報 P.24 をご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いた だきたい事項や不利益となる事項を記載しています。ご契約前に 必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 ………………………… 17

- 2 ご契約に際しては「契約概要」のほか、ご契約に関するとりきめを 詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して
01 反社会的勢力に該当する場合
02 告知義務 17
03 お申込みの撤回または解除
04 保障の開始
給付金・保険金、保険料など
05 お支払いできない場合
06 給付金などのご請求
07 ご契約の無効および失効・復活 22

ご契約の解約・乗換え・見直し
08 解約と解約払戻金 ····································
09 新たな保険契約への乗換えや ご契約の見直し
その他留意事項
10 保険会社の業務または財産の 状況が変化した場合

11 相談・照会・苦情の窓口

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- ●契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会 的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはでき ません。
- ●保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難される べき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
- (*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会 的勢力をいいます。
- (*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいい ます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは 経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務





▶▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- ●被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく 義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ●ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書|上で当社がおたずねすることがらに ついて、被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。
- ●医師の診査を受けて契約される場合、医師が□頭で告知を求めることがあります。その場合も ありのままを伝えて(告知して)ください。
- ●生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知した ことにはなりません。

↑補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」の際に、 お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。



「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

(「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース)

- ●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知 された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき
- ●保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に 生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除 ◇用語)に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、 給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料 は返金しません。



●[解除]とは

保険期間の途中でご契約を消滅させること

お申込みの撤回または解除

3 所定の期間内であれば、お申込みの 撤回または解除ができます。

- ●お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、 8日以内の消印有効)であれば、ご契約のお申込みの撤回(河間)またはご契約の解除(以下 「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日 (第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の 払込日の属する月の1日)
- ②[責任開始期に関する特約]を付加しない場合 ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれ
- (第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジット カードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- ●お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、 または当社宛でに郵便により文書を送付してください。 スマホは

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。



アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php

●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

1記入日

- 2撤回等の理由および撤回等をしたい意思
- 3契約者の自署・フリガナ
- 型契約者の生年月日

5契約者の住所・電話番号

6被保険者名

- 7保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)
- ③証券番号(不明の場合は未記入でも可)
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号

アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、 お申込みの撤回等ができません。

- ●当社が指定した医師の診査を受けた場合
- ●すでに契約したご契約の内容を変更する場合

ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げること

保障の開始

申込日が保障の開始では ありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。 当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始日: 「申込みおよび告知がともに完了した日(保険期間の始期の属する日)(*1)|から 3か月を経過した日の翌日(*2)

- (*1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。 電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。
- (*2) [3か月を経過した日]の応当日がない場合には、その月の末日を[3か月を経過した日]とし、 その翌月1日から保障を開始します。



団体·集団取扱

責任開始日: 「第1回保険料の払込日の属する月の1日(保険期間の始期の属する日)」から 3か月を経過した日の翌日





▶ 前ページからの続き

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱

責任開始日: 「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日(保険期間の始期の属する 日) (*1) | から**3か月を経過した日の翌日**

(*1) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認 がともに完了した日」となります。



団体・集団取扱

責任開始日: 「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日(保険期間の始期の属する □ | から2か月を経過した日の翌日

> (ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から 3か月を経過した日の翌日)



(*2) 責任開始日が告知の日から3か月を経過している場合の待ち期間となります。

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに 対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

お支払いできない場合





▶▶参照 しおり お支払いできない 場合について

給付金などを お支払いできないことがあります。

- ●告知の時から遡って5年以内または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物) | と診断確定されていたこと、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたことによりご契約 が無効となった場合 ※告知には、復活の際の告知を含みます。
- ●責任開始日の前日以前に診断確定された「上皮内新生物」の場合
- ●告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ●保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効
 ②用語
 している場合
- ●保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的に よりご契約が無効になった場合
- ●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団 関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合 上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。
- ▶▶詳しくは 契約概要 P.04~07 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

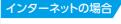
給付金などのご請求





給付金などのご請求の際は、当社 または担当代理店までご連絡ください。

●給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場 合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などにつ いても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。



アフラックホームページ

キーワードで検索 アフラック 給付金 検索 こちらから アクセス

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ 請求書類を郵送にてお取り寄せ スマートフォンいただけます。 請求書類のダウンロードパソコンサイトでは一部の請求書類を ダウンロードしていただけます。 給付金デジタル インターネット上で給付金請求手続きを 請求サービス 完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877



<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

●指定受取人ががんの告知を受けていないなど の特別な事情がある場合には、個別のご相談 を承っています。

次ページへ続く 🗅



保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは 支払われない)

▶前ページからの続き

- ●支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な 点がある場合はご連絡ください。
- ●支払事由については 契約概要 P.04~07 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ●被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、 あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で 受取人が法人の場合を除きます)。
- **▶▶**詳しくは しおり [指定代理請求特約]について をご確認ください。

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内 ができない場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 しおり 保険料のお払込に ついて

保険料のお払込みがない場合、ご契約が 無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- ●第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
- ●第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について 今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。 (第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- ●第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。
- ▶▶詳しくは しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます**。

- ●「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約 が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ▶▶詳しくは しおり **ご契約の復活** をご確認ください。

解約と解約払戻金

ご契約の解約・乗換え・見直し

解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない 金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

▶▶詳しくは しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されて いる場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- ●多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の 後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ●一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ●新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用され ます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての 詐欺行為などが適用の対象となります。
- **▶▶**詳しくは **02 告知義務 P.17** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって 取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が 必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合



▶▶参照 しおり その他生命保険に 関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の 会員会社です。

- ●保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減さ れることがあります。
- ●会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者 保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されること があります。
- **▶▶**詳しくは しおり 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

ホームページ https://www.seihohogo.jp/

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を お受けします。

●保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の 募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

- ●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接 お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、 生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- ●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則と して1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決 機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ●この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ https://www.seiho.or.jp/

その他重要事項

- この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」 「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報を まとめています。
- ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に 関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を 必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)	26
02 特定個人情報等の取扱いについて	27
03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い	28
04 先進医療について	28
05 ダックのがん治療相談サービスについて	29
06 Web約款について	30

個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに もとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および 特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます)を含みません。特定個人情報等については、 その他重要事項 P.27 をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- 4 その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、 保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の 代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの 案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- (5) その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を 取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供 します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険 以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険 契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用 する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度•契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申 込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または 給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、 つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額:災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- 5 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その 契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または 共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを 目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部 または一部について、共同して利用します。

(*) 「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、 全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

■相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、 他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおり です。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故 ※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの 受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料および その払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会 制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款 |のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページ をご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の 取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

● 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の提供

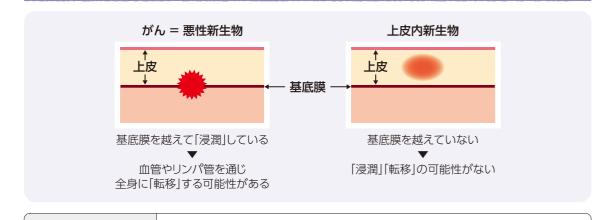
●当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款 | をご確認ください。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頚部)



上皮内新生物に 含まれるもの 子宮頚部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、 膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など

がん・上皮内新生物に 含まれないもの (支払対象外)

子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頚部の軽度異形成など

)4 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ https://senshin-search.net/

先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める 医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施 する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関) が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

05 ダックのがん治療相談サービスについて



サービス内容

- ●訪問面談サービス(フォローコール付)
- 専門医紹介サービス ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- ●セカンドオピニオンサービス ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- Webセカンドオピニオンサービス Findme®
- ●がん治療に伴う生活情報サービス
- ※「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」を総称して「プレミアサポート」と呼びます。
- %Best Doctors $^{\mathbb{R}}$ およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。
- ※Findme®は、リーズンホワイ(株)の商標です。

各サービスについて、詳しくは下記ホームページ、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」、 またはご契約後に送付する保険証券に同封の「ダックのがん治療相談サービスのご利用案内」を ご確認ください。

アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/cancerservice/

サービスに関する注意事項

■サービス全般に関する注意事項

- 「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は (株) 法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は (株) 保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- ●お申込みいただいたがん保険の被保険者がご利用いただけます。
- ●お申込みいただいたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- ●(株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社は今後これらのサービスを将来予告なく変更もしくは終了する場合があります。
- ●各サービスのご利用には諸条件があり、ご利用いただけない場合があります。
- ●各サービスにより生じた一切の損害・損失についてはアフラックでは責任を負いません。

■「訪問面談サービス」に関する注意事項

- ●訪問面談サービスの面談日時や場所については、(株)法研がお客様と相談のうえ、所定の 範囲内で承ります。
- 訪問面談サービスの初回の面談、フォローコール(2回まで)については無償で提供しますが、 これを超えるご利用は有償となります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入 いただいても、無償での提供回数は変わりません。
- ●サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- 訪問面談サービスのお客様の面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- ●本サービスは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

06 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。 お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、インターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」と冊子の「ご契約のしおり・約款」があります。 当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- **1** 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- 2 文字を拡大して閲覧できます。
- 3 キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- 4 ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①~③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス
 - アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/
- ②トップページの「Web 約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択